

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年7月25日

独立行政法人地域医療機能推進機構
総務部長 山田 康博

1. 調達内容

- (1) 件名及び数量 不動産価格に係る鑑定評価業務委託一式
独立行政法人地域医療機能推進機構が保有する 8 物件
- (2) 仕 様 等 入札説明書及び鑑定評価業務委託仕様書による。
- (3) 履 行 期 間 令和 7 年 9 月 17 日から令和 7 年 10 月 31 日まで
- (4) 納 入 場 所 独立行政法人地域医療機能推進機構本部
- (5) 入 札 方 法 一般競争入札（最低価格落札方式）
 - ① 入札者が提出する入札書は、調達件名にかかる直接経費の他、機材、資材、機械器具、運搬費等、業務委託に要する一切の諸経費を含めた額とすること。
 - ② 第一交渉権者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって評価するので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争に参加する者の必要資格に関する事項

- (1) 独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則（以下「契約事務細則」という。）第4条第4項の規定に基づき経理責任者が定める資格を有するものであること。
- (2) 契約事務細則第5条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助者であっても契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

【参考】 契約事務細則抜粋

第5条 経理責任者は、特別な理由がある場合を除き、次の各号のいずれかに該当する者を一般競争に参加させることができない。

- 一 契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に掲げる者

- (3) 契約事務細則第6条の規定に該当しない者であること。

【参考】 契約事務細則抜粋

第6条 経理責任者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者をその事実があった後一定期間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るための連合をした者
- 三 交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者
- 五 正当な理由なく契約を履行しなかった者
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- 七 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 八 前各号に類する行為を行なった者

2 経理責任者は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

3 第1項の期間その他必要な事項は、別に定める。

(4) 独立行政法人地域医療機能推進機構反社会的勢力への対応に関する規程第2条の各号に該当しないものであること。

(5) 全省庁統一資格において、「役務の提供等」で「A、B、C、D」等級に格付けされ、「全国8ブロック」の地域において、競争参加資格を有する者であること。(会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者については、手続開始の決定後、「全国8ブロック」の地域において、一般競争参加資格の再認定を受け、「A、B、C、D」等級に属していること。)

(6) 国土交通省に登録を受けた不動産鑑定業者であり、東京23区内に本・支店又は営業所等があること。

また、対象物件が所在する都道府県のうち東京都以外の1ヶ所以上に本・支店又は営業所等があること。

(7) 不動産の鑑定評価に関する法律第15条に基づいて登録を受けた不動産鑑定士が10人以上所属していること。

(8) 入札説明書の交付を受けた者であること。

(9) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の時までの期間に独立行政法人地域医療機能推進機構の理事長又は経理責任者から契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。

(10) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載したもの、又は過去2年間に於いて虚偽の事実を記載したものを提出したことがある者、あるいは経営状況又は信用度が極度に悪化したもの等については、競争に参加させないことがある。

3. 入札書の提出場所及び手続き等

(1) 入札説明書（入札関係書類）の交付場所及び問い合わせ先

〒108-0074 東京都港区高輪 3-22-12

独立行政法人 地域医療機能推進機構本部 総務部総務課会計係(清田)

電話：03-5791-8255（会計係直通）

Mail：honbukaikei@jcho.go.jp

(2) 入札説明書の交付方法

本公告日から令和7年8月15日までに「機密保持に関する誓約書」（本公告に添付）と引き換えに上記3（1）の交付場所にて交付する（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く9時00分から17時00分まで）。

1. 来所による交付を希望する場合

3（1）の交付場所にて交付する。

2. 郵送による交付を希望する場合

「機密保持に関する誓約書」、返信用封筒（レターパック等）、担当者の名刺を同封し、3（1）まで郵送すること。（期日必着）郵送費用は請求者負担とする。

3. メールによるデータ交付を希望する場合

「機密保持に関する誓約書」（PDF）、担当者の名刺（PDF）をメールに添付し、3（1）まで送信すること。また、「機密保持に関する誓約書」の原本を3（1）まで郵送すること。

(3) 入札書の受領期限

令和7年8月22日（金）午後5時00分（持参又は郵送（書留郵便に限る）すること）

(4) 入札日時

令和7年8月25日（月）午前10時00分から

(5) 入札場所

東京都港区高輪3丁目22番12号

独立行政法人地域医療機能推進機構本部 研修棟4階

※郵送等入札可。郵送等参加の場合は令和7年8月22日（金）午後5時までに必着のこと

4. その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、上記3（2）により交付される入札説明書（入札関係書類）に基づく競争参加資格に関する証明書等を令和7年8月18日（月）午後5時00分（入札前提出書類締切期限）までに提出しなければならない。競争参加者は開札日の前日までの間において、当該書類（入札前提出書類）に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

入札者の競争参加資格に関する証明書等は当機構において審査するものとし、参加資格を有すると認めた者には競争参加資格確認通知書を送付する。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、及びその他入札の条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

(5) 契約書の作成の要否

要

(6) 第一交渉権者の決定方法

本公告に示した物品の納入できると経理責任者が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であって、契約事務細則（平成 26 年細則 6 号）第 34 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をおこなった入札者を第一交渉権者とする。

(7) 契約価格の決定方法

第一交渉権者が決定した場合は、その者との交渉を行い、契約価格を決定する。

(8) 応募に関する留意事項

① 資料の取り扱い

発注者が提示する資料は、入札参加申請に係る検討資料とし、それ以外の目的で使用することを禁止する。また、この検討の範囲内であっても、発注者の承諾を得ることなく第三者にこれを使用させ、又は、内容を提示することを禁止する。

② その他

発注者が提示する資料及び回答書は、本入札説明書等と一体のものとし、同等の効力を有するものとする。なお、応募に当たって必要な事項が生じた場合には、応募事業者に通知を行う。

(9) 詳細は入札説明書による。

以上

機密保持に関する誓約書

令和 年 月 日

独立行政法人地域医療機能推進機構

総務部長 山田 康博 殿

住 所（所在地）

氏 名（法人名）

（代表者名）

印

電 話 番 号 () -

E-mail

（以下「当社」という。）は、不動産価格に係る鑑定評価業務委託一式（以下「本件目的」という。）の検討を行なうにあたり、貴機構から当社に対して開示される機密情報（以下「機密情報」という。）の取扱いに関し、以下各条のとおり誓約します。

（機密情報の定義）

第1条 本件機密情報とは、本件目的の実施にあたって書面・口頭その他開示の方法を問わず開示される一切の情報をいいます。ただし、以下のいずれかに該当する情報については、この限りではありません。

- （1） 開示を受ける以前より、自ら保持し、又は第三者から入手していた情報。
- （2） 開示を受ける時点で既に公知であった情報、又はその後公知となった情報。
- （3） 守秘義務を負わない第三者から正当に入手した情報。
- （4） 当社が機密情報を利用せずに独自に開発した情報。
- （5） 貴機構から書面により開示の承認を得た情報。

（機密情報の取扱期間）

第2条 本誓約書の有効期間は、貴機構が存続する期間継続するものとします。

（表明及び保証）

第3条 貴機構が機密情報の内容の正確性、完全性及び最新性につき何らの表明及び保証（明示か黙示を問わない。）を行なわないことを当社は了承します。

2 当社は、機密情報が不正確であった場合等においても、これについて貴機構に対し損害賠償の請求その他一切の異議を申し立てないものとします。

(機密情報の取扱い)

第4条 当社は、機密情報について厳に機密を保持し、本件目的のみのために使用するものとし、本誓約書において認められた場合を除き、第三者にこれを開示し、漏洩し、公表しません。

2 当社は、当社及びその関連会社の社内においても、本件目的達成のために関係する、必要最小限の役員及び一部特定の従業員以外の役員及び一般従業員に対しては、一切情報を開示せず、また情報の開示を受ける一部特定の従業員に対しても、在職中及び退職後においても機密を完全に厳守せしめ、かつ本件目的以外に使用させないよう万全の措置を講じます。

(機密情報取扱いの例外)

第5条 当社は、機密情報の開示の相手方として事前に貴機構の書面による同意を得た者及び次に掲げる者に対して、合理的に必要とされる範囲の情報を開示することができるものとします。

(1) 顧問弁護士、会計監査人

(2) 機密の厳守及び本件目的以外の利用禁止を条件として、本件目的の実施に関し助言を求める会計士、その他外部の専門家

(3) 裁判所又は行政庁から法令に基づき機密情報の開示にかかる命令を受けた場合における当該官公署

(4) 法令に基づき当社を監督する官公署又は団体からその監督の目的のために機密情報の開示にかかる要請を受けた場合における当該官公署又は団体

(善管注意義務)

第6条 当社は、善良なる管理者の注意をもって、貴機構又は貴機構の指定する者より交付を受けた機密情報に関する調査報告書、書類、図面、見本その他一切の資料を保管使用します。

(機密情報の返還)

第7条 当社は、本件目的の実施が終了したとき又は貴機構より請求を受けたときには、直ちに開示された本件目的に関する一切の機密情報を、貴機構の指示に従い貴機構に返還又は当社の責任において破棄します。

(損害賠償)

第8条 貴機構は、当社が本誓約書に違反したことにより貴機構が損害を受けた場合は、当社に損害賠償を請求できるものとします。

(準拠法及び管轄裁判所)

第9条 本契約は日本法を準拠法とし、本契約に係る問題は日本法に従って取扱うものとします。

2 当社は本誓約書に関し、争いが生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに同意します。

以 上